

5. Column④ : 【交通事故】 知っておきたい後遺障害等級認定の実務③

当事務所では、企業法務、離婚問題に加え、交通事故問題についても、多数の案件に対応しております。当事務所ではHP上でも積極的に情報発信に務めております。

今回は、部位別後遺障害のうち、後遺障害が「全身」に残存した場合について解説します。

交通事故専門サイト ▶ <http://jiko.nagasesogo.com>

● 後遺障害とは？

後遺障害とは、交通事故の受傷による精神的・肉体的障害が将来においても回復の見込めない状態となり、交通事故とその症状固定状態との間に相当因果関係が認められ、その存在が医学的に認められるものをいいます。後遺障害等級は1級から14級までに分類され、それぞれの等級によって認定される後遺障害慰謝料や労働能力喪失率は大きく異なります。



● 全身の後遺障害

● 遷延性（せんえんせい）意識障害

☑ 症状

重度の昏睡状態を指す病状のことをいいます（いわゆる「植物状態」）
日本脳神経外科学会が定めた遷延性意識障害の基準は以下の7つです。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級：自賠法施行令別表第一 第1級1号

後遺障害：個別のケースによって異なります

● 末梢神経障害

☑ 症状

末梢神経とは、中枢神経である脳及び脊髄から出る神経のことをいいます。末梢神経が障害されると、運動麻痺、感覚障害、自律神経障害の症状が出現します。

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
① 12級13号	局部に頑固な神経症状を残すもの
② 14級9号	局部に神経症状を残すもの

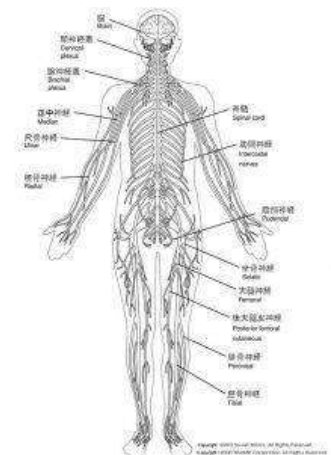
● CRPS、RSD、カウザルギー

☑ 症状

治ったはずなのに強く痛む、怪我をした場所とは違う部分が痛む

☑ 認定される可能性のある後遺障害等級

等級	後遺障害
① 7級4号	軽易な労務以外の労働に常に差し支える程度の疼痛があるもの
② 9級10号	通常の労務に服することはできるが、疼痛により時には労働に従事することができなくなるため、就労可能な職種の範囲が相当な程度に制限されるもの
③ 12級13号	通常の労務に服することはできるが、時には労働に差し支える程度の疼痛が起こるもの



● 部位別後遺障害一覧

各部位の詳しい説明は、交通事故サイトへ！

✓ 全身

- 遷延性意識障害
- 末梢神経障害
- CRPS (RSD, カウザルギー)
- 脊髄損傷

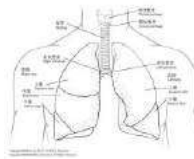


✓ 上肢

- 欠損障害
- 機能障害
- 動揺関節
- 偽関節・変形障害
- 醜状症状

✓ 内臓

- 胸腹部臓器
- 呼吸器
- 循環器
- 胃
- 小腸
- 大腸
- 肝臓
- 胆嚢 (胆のう)
- 膵臓
- 脾臓
- 腎臓



✓ 脊椎

- 運動障害
- 変形障害

✓ その他体幹

- その他体幹骨

✓ 頭

- 高次脳機能障害
- 麻痺
- てんかん
- 非器質性精神障害
- 頭痛

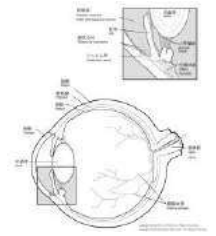
✓ 頭

- 醜状障害



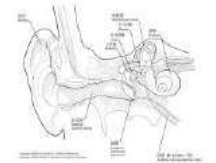
眼

- 視力障害
- 調節機能障害
- 運動機能障害
- 複視
- 視野障害
- 外傷性散瞳
- 流涙
- まぶたの欠損障害
- まぶたの運動障害



✓ 耳

- 欠損障害
- 耳鳴り
- 耳漏
- 難聴



✓ 鼻

- 嗅覚障害
- 欠損障害
- 欠損を伴わない機能障害

✓ 口

- 咀嚼機能障害
- 舌の異常
- 嚥下障害
- 味覚障害
- 言語の機能障害
- 歯牙障害



✓ 首

- 脊髄障害
- 食道
- むちうち

✓ 手指

- 機能障害
- 欠損障害

✓ 下肢

- 醜状障害
- 偽関節・変形障害
- 短縮障害・過成長
- 欠損障害

